

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第27号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

附則第3項各号列記以外の部分中「含む。」の次に「以下同じ。」を加え、同項第1号中「もの」を「者」に改め、同項第2号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に、「もの」を「者」に改め、同項第3号中「第20条第3項」を「第20条第2項」に改め、「緊急時避難準備区域」の次に「（以下「緊急時避難準備区域」という。）」を加え、「もの」を「者」に改め、同項第4号中「第17条第11項」を「第17条第12項」に、「もの」を「者」に改め、同項第5号及び第6号中「もの」を「者」に改め、附則に次の1項を加える。

4 第5条第1項第1号の規定にかかわらず、東日本大震災により被災した納付義務者であって、次の各号に掲げるものに対して、それぞれ当該各号に定める保険料を免除する。

(1) 原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定による指示に基づき設定された帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域並びに特定避難勧奨地点に住所を有していた者並びに緊急時避難準備区域であった区域及び設定が解除された特定避難勧奨地点（以下「旧緊急時避難準備区域等」という。）に住所を有していた者（合計所得金額が6,330,000円以上の者（以下「上位所得者」という。）を除く。） 平成26年度分の保険料

(2) 旧緊急時避難準備区域等に住所を有していた上位所得者 平成26年4月分から同年9月分までの保険料

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。